

別紙 1

標準倉庫寄託約款（甲）（昭和 34 年 12 月 14 日 港倉第 181 号）

標準約款（要物契約）	諾成契約（例）
<p>第 1 条 当社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第 10 条 当社が寄託の申込を承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（寄託引渡の取消及び寄託契約の解除）</p> <p>第 11 条 当社が寄託の申込を承諾し又は寄託の申込を承諾した貨物の引渡を受けた後でも、次の事由があるときは、承諾を取り消し又は契約を解除することができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 前条第 1 項による貨物の引渡がなされなかつたとき。</p> <p>(3) ～ (4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 当社は、第 1 項により承諾の取消又は契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。</p> <p>4 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第 47 条 当社が寄託契約の申込を承諾した後に、寄託申込者が約定の日に貨物を引き渡さなかつたときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡のあつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。</p> <p>（新設）</p>	<p>第 1 条 当社の締結する寄託及びこれに関連する契約については、この約款に定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第 10 条 当社が寄託の申込を承諾し寄託契約が成立したときは、寄託者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（寄託契約の解除）</p> <p>第 11 条 当社は、寄託契約が成立し又は当該契約に基づき貨物の引渡を受けた後であつても、次の事由があるときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 前条第 1 項による貨物の引渡について、相当の期間（ 日間）を定めてその引渡の催告をし、その期間内に貨物の引渡がなされなかつたとき。</p> <p>(3) ～ (4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 当社は、第 1 項により契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。</p> <p>4 （略）</p> <p>第 11 条の 2 寄託者は、寄託契約が成立した後、当社が貨物の引渡を受けるまで契約を解除することができる。</p> <p>第 47 条 寄託契約が成立した後に、寄託者が約定の日に貨物を引き渡さなかつたときは、寄託者は、その日から引渡のあつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。</p> <p>2 寄託契約が成立した後に、寄託者が貨物の引渡の約定の日前に契約を解除したときは、当社は、これによる損害を寄託者に対し請求することができる。</p>

標準約款（要物契約）	諾成契約（例）
<p>第 1 条 当社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第 10 条 当社が寄託の申込を承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（寄託引渡の取消及び寄託契約の解除）</p> <p>第 11 条 当社が寄託の申込を承諾し又は寄託の申込を承諾した貨物の引渡を受けた後でも、次の事由があるときは、承諾を取り消し又は契約を解除することができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 前条第 1 項による貨物の引渡がなされなかつたとき。</p> <p>(3) ～ (4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 当社は、第 1 項により承諾の取消又は契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。</p> <p>4 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第 43 条 当社が寄託契約の申込を承諾した後に、寄託申込者が約定の日に貨物を引き渡さなかつたときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡のあつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。</p> <p>（新設）</p>	<p>第 1 条 当社の締結する寄託及びこれに関連する契約については、この約款に定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第 10 条 当社が寄託の申込を承諾し寄託契約が成立したときは、寄託者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（寄託契約の解除）</p> <p>第 11 条 当社は、寄託契約が成立し又は当該契約に基づき貨物の引渡を受けた後であつても、次の事由があるときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 前条第 1 項による貨物の引渡について、相当の期間（ 日間）を定めてその引渡の催告をし、その期間内に貨物の引渡がなされなかつたとき。</p> <p>(3) ～ (4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 当社は、第 1 項により契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。</p> <p>4 （略）</p> <p>第 11 条の 2 寄託者は、寄託契約が成立した後、当社が貨物の引渡を受けるまで契約を解除することができる。</p> <p>第 43 条 寄託契約が成立した後に、寄託者が約定の日に貨物を引き渡さなかつたときは、寄託者は、その日から引渡のあつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。</p> <p>2 寄託契約が成立した後に、寄託者が貨物の引渡の約定の日前に契約を解除したときは、当社は、これによる損害を寄託者に対し請求することができる。</p>

標準約款（要物契約）	諾成契約（例）
<p>第 1 条 当社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第 9 条 当社が寄託の申込を承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（寄託引渡の取消及び寄託契約の解除）</p> <p>第 10 条 当社が寄託の申込を承諾し又は寄託の申込を承諾した貨物の引渡を受けた後でも、次の事由があるときは、承諾を取り消し又は契約を解除することができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 前条第 1 項による貨物の引渡がなされなかつたとき。</p> <p>(3) ～ (4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 当社は、第 1 項により承諾の取消又は契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。</p> <p>4 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第 49 条 当社が寄託契約の申込を承諾した後に、寄託申込者が約定の日に貨物を引き渡さなかつたときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡のあつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。</p> <p>（新設）</p>	<p>第 1 条 当社の締結する寄託及びこれに関連する契約については、この約款に定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第 9 条 当社が寄託の申込を承諾し寄託契約が成立したときは、寄託者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（寄託契約の解除）</p> <p>第 10 条 当社は、寄託契約が成立し又は当該契約に基づき貨物の引渡を受けた後であつても、次の事由があるときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 前条第 1 項による貨物の引渡について、相当の期間（ 日間）を定めてその引渡の催告をし、その期間内に貨物の引渡がなされなかつたとき。</p> <p>(3) ～ (4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 当社は、第 1 項により契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。</p> <p>4 （略）</p> <p>第 10 条の 2 寄託者は、寄託契約が成立した後、当社が貨物の引渡を受けるまで契約を解除することができる。</p> <p>第 49 条 寄託契約が成立した後に、寄託者が約定の日に貨物を引き渡さなかつたときは、寄託者は、その日から引渡のあつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。</p> <p>2 寄託契約が成立した後に、寄託者が貨物の引渡の約定の日前に契約を解除したときは、当社は、これによる損害を寄託者に対し請求することができる。</p>

別紙 4

標準冷蔵倉庫寄託約款（乙）（昭和 35 年 5 月 26 日 港倉第 100 号）

標準約款（要物契約）	諾成契約（例）
<p>第 1 条 当社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第 9 条 当社が寄託の申込を承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（寄託引渡の取消及び寄託契約の解除）</p> <p>第 10 条 当社が寄託の申込を承諾し又は寄託の申込を承諾した貨物の引渡を受けた後でも、次の事由があるときは、承諾を取り消し又は契約を解除することができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 前条第 1 項による貨物の引渡がなされなかつたとき。</p> <p>(3) ～ (4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 当社は、第 1 項により承諾の取消又は契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。</p> <p>4 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第 45 条 当社が寄託契約の申込を承諾した後に、寄託申込者が約定の日に貨物を引き渡さなかつたときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡のあつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。</p> <p>（新設）</p>	<p>第 1 条 当社の締結する寄託及びこれに関連する契約については、この約款に定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第 9 条 当社が寄託の申込を承諾し寄託契約が成立したときは、寄託者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（寄託契約の解除）</p> <p>第 10 条 当社は、寄託契約が成立し又は当該契約に基づき貨物の引渡を受けた後であつても、次の事由があるときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 前条第 1 項による貨物の引渡について、相当の期間（ 日間）を定めてその引渡の催告をし、その期間内に貨物の引渡がなされなかつたとき。</p> <p>(3) ～ (4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 当社は、第 1 項により契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。</p> <p>4 （略）</p> <p>第 10 条の 2 寄託者は、寄託契約が成立した後、当社が貨物の引渡を受けるまで契約を解除することができる。</p> <p>第 45 条 寄託契約が成立した後に、寄託者が約定の日に貨物を引き渡さなかつたときは、寄託者は、その日から引渡のあつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。</p> <p>2 寄託契約が成立した後に、寄託者が貨物の引渡の約定の日前に契約を解除したときは、当社は、これによる損害を寄託者に対し請求することができる。</p>

標準約款（要物契約）	諾成契約（例）
<p>第 1 条 当社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第 10 条 当社が寄託の申込を承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（寄託引渡の取消及び寄託契約の解除）</p> <p>第 11 条 当社が寄託の申込を承諾し又は寄託の申込を承諾した貨物の引渡を受けた後でも、次の事由があるときは、承諾を取り消し又は契約を解除することができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 前条第 1 項による貨物の引渡がなされなかつたとき。</p> <p>(3) ～ (4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 当社は、第 1 項により承諾の取消又は契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。</p> <p>4 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第 36 条 当社が寄託契約の申込を承諾した後に、寄託申込者が約定の日に貨物を引き渡さなかつたときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡のあつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。</p> <p>（新設）</p>	<p>第 1 条 当社の締結する寄託及びこれに関連する契約については、この約款に定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第 10 条 当社が寄託の申込を承諾し寄託契約が成立したときは、寄託者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（寄託契約の解除）</p> <p>第 11 条 当社は、寄託契約が成立し又は当該契約に基づき貨物の引渡を受けた後であつても、次の事由があるときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 前条第 1 項による貨物の引渡について、相当の期間（ 日間）を定めてその引渡の催告をし、その期間内に貨物の引渡がなされなかつたとき。</p> <p>(3) ～ (4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 当社は、第 1 項により契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。</p> <p>4 （略）</p> <p>第 11 条の 2 寄託者は、寄託契約が成立した後、当社が貨物の引渡を受けるまで契約を解除することができる。</p> <p>第 36 条 寄託契約が成立した後に、寄託者が約定の日に貨物を引き渡さなかつたときは、寄託者は、その日から引渡のあつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。</p> <p>2 寄託契約が成立した後に、寄託者が貨物の引渡の約定の日前に契約を解除したときは、当社は、これによる損害を寄託者に対し請求することができる。</p>

